特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
35	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年10月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	障がい者、障がい児及び難病患者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るため、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、地域生活支援事業に関する事務を行う。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定及び藤沢市の特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（以下「番号条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等の支給申請の受理 (2)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等の支給認定の審査及び審査結果の通知 (3) 移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等変更（喪失）届の受理 (4) 移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等変更（喪失）届の審査及び審査結果の通知
③システムの名称	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム、自立支援サブシステム、援護サブシステム） 障がい者自立支援給付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 表計算ソフト

2. 特定個人情報ファイル名
自立支援給付・地域生活支援事業受給者台帳ファイル 補装具・日常生活用具決定台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第3条第1項及び別表第7項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町１番地の１ 藤沢市役所　市民自治部　市民相談情報課　情報公開センター 0466-50-3567
８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町１番地の１ 藤沢市役所　福祉部　障がい者支援課 0466-50-3528
９．規則第９条第２項の適用　　**[　　]適用した**	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはないことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■藤沢市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止：外周警備(赤外線センサー)、24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理：ICカード認証 ・持込・持出防止：金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理 ②技術的安全管理措置

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	高梨　良	安孫子　慎司	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	福祉部　障がい福祉課	福祉健康部　障がい福祉課	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	〒251-8601　藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉健康部　障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
平成31年2月28日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない
平成31年2月28日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機 関における担当部署　②所属長の役職名	安孫子　慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない
平成31年3月28日	Ⅳ　リスク対策	―	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない
令和2年3月13日	表紙 評価書名	障害者の日常生活～	障がい者の日常生活～	事後	
令和2年3月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、障害者の日常生活～	藤沢市は、障がい者の日常生活～	事後	
令和2年3月13日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	障害者の日常生活～	障がい者の日常生活～	事後	
令和2年3月13日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム）	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム、自立支援サブシステム、援護サブシステム）	事後	
令和2年3月13日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象者人数　いつ時点の計数か	平成28年9月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者人数　いつ時点の計数か	平成28年9月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	
令和2年3月13日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	
令和2年3月13日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	（削除）	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象者人数　いつ時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和3年2月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者人数　いつ時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和3年2月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	福祉健康部　障がい福祉課	福祉部　障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉健康部　障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和5年12月15日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（省略） (1)移動支援、日中一時支援、日常生活用具の支給申請の受理 (2)移動支援、日中一時支援、日常生活用具の支給認定の審査及び審査結果の通知 (3) 移動支援、日中一時支援、日常生活用具変更（喪失）届の受理 (4) 移動支援、日中一時支援、日常生活用具変更（喪失）届の審査及び審査結果の通知	（省略） (1)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等の支給申請の受理 (2)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等の支給認定の審査及び審査結果の通知 (3) 移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等変更（喪失）届の受理 (4) 移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等変更（喪失）届の審査及び審査結果の通知	事後	文章修正のため
令和6年12月11日	Ⅰ　関連情報　9．規則第9条第2項の適用	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	Ⅳ　リスク対策　8．人手を介在させる作業	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	Ⅳ　リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数(いつの時点の計数	令和3年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数(いつの時点の計数	令和3年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和8年10月20日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数(いつの時点の計数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和8年10月20日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数(いつの時点の計数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施

○　このページは、評価の再実施又は評価書の修正に伴い、評価書の記載を変更し、提出・公表する際に記載してください（特定個人情報ファイルの新規保有時に提出・公表する評価書では記載しません。）。
○　変更箇所が多数あり、全て記載すると変更内容が分かりにくくなる場合等は、どのような変更か分かる範囲でまとめて記載することも考えられます。
○　評価の再実施又は評価書の修正の際の変更箇所は、履歴として今までのものを全て記載することが望ましいですが、変更箇所が多数あり、全て記載をすると変更内容等が分かりにくくなる場合等は、例えば、下記の対応も考えられます。
①　今までの評価書の変更箇所は評価実施機関で管理し、直近の変更箇所のみを記載する。
②　変更箇所を行数を超えて記載する必要がある場合は、「別添●●を参照。」などと記載の上、別途、変更箇所の履歴がわかる資料を作成し、評価書の添付資料として併せて提出・公表する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月20日	・Ⅳリスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策 ・判断の根拠	対象者の申請に基づき、あらかじめ定めた様式で提出してもらうようにしていることから、目的外の入手が行われるリスクの対策は「十分である」と考えられる。。	■藤沢市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止：外周警備(赤外線センサー)、24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理：ICカード認証 ・持込・持出防止：金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理 ②技術的安全管理措置 ・システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コン	事前	システム標準化に伴い、ガバメントクラウドにおける措置を追記するもの